

甲山刻印群 E 地区と肥前鍋島家の関係について

高田祐一・望月悠佑

はじめに

大坂城の石垣調査は、古くは佐藤佐氏によって大正末期に行われた。戦後になると、昭和 34 年 (1959) に大坂城総合学術調査が行われ、その成果が現在の石垣刻印の基礎的資料になっている。それ以来大坂城石垣に関する研究は、「築城史研究会」をはじめとして、多くの団体・人々によってなされている。しかし、その多くが採石場、あるいは大坂城石垣を個別に捉え論じたものに終始している。石垣普請は採石・石材運搬・石積み of 3 つの段階・場所で成り立っているのであり、それぞれを相互に連続した動きとして捉えなければならないと考えられる (1)。

当会の調査は徳川大坂城修築に関連する採石場調査である。しかし、その調査成果を採石地のみに帰結してしまうのではなく、当時の大坂城修築全体の流れの中で理解したい。本稿では特に甲山刻印群 E 地区に焦点をあてて、当時の石垣普請がどのように行われたかを考察したい。

第 1 章 甲山刻印群 E 地区と肥前鍋島家の採石

第 1 節 刻印と「廣田山」

甲山刻印群 E 地区で発見された刻印石を、一覧としたものが【表 1】である。G 地区角石丁場の刻印石を抽出し、一覧にしたものが【表 2】である。ここにみえるように、そのほとんどが  である。まずは  の刻印を用いたのはどの家であるかということが問題となる。

そこで、徳川大坂城石垣普請参加大名と各家が用いた刻印について『大坂城の謎』で一覧表にされ、ある程度整理されている。一覧表によると  の刻印が鍋島信濃守の  の刻印と、形状が酷似していることがわかる。実は  は既に村川行弘氏 (2) によって、鍋島信濃守か秋月長門守のものである可能性があるとの指摘がなされている。しかし、実際どちらの刻印であるかについて村川氏は、はっきりと断定はされていない。ただ、『大坂城の謎』にみえるように、 や  が、肥前佐賀の鍋島家のものであることは、既に判明している。したがって、 は  の派生形であると想定できよう。他家でも讃岐生駒家の  から派生したとみられる  の例や、肥前大村家の  から派生したとみられる  などの例を確認することができる。

つぎに、肥前鍋島家の公式史料である『勝茂公譜考補』(3) から考える。『勝茂公譜考補』には元和・寛永年間の大坂城修築に関する記述が度々見受けられる。特に、寛永元年 (1624)・寛永 2 年の第 2 期工事のうち、寛永元年工事における記述が詳細であるので、その際の肥前鍋島家の動向を示したのが【表 3】、鍋島家からの大坂城普請参加者を一覧としたものが【表 4】である。

『勝茂公譜考補』からは、大坂城修築のために、肥前鍋島家が「松平新太郎領分犬ノ島」(4)「戸田左門殿領内廣田山」(5) で採石したことを、確認することができる。松平新太郎とは池田光政

番号	刻印	刻印寸法 (縦×横)	所在地	刻印石法量		石材種	刻印面		矢穴寸法 (深さ×長さ×間隔)	備考
				(長辺×短辺×高さ)			自然面(小口or側面)	側面		
1	□◇	12.0×18.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	197.0×65.0×38.0		準調整石	自然面	側面	10.0×10.0×4.0	No.1・2隣接
2	□◇	10.0×15.3	西宮市甲山町(県立森林公園内)	100.0×70.0×埋没		準調整石	側面	側面	なし	
3	□◇	10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	209.0×59.0×82.0		準調整石	側面	側面	10.0×11.0×5.0	No.3・4隣接
4	□◇	10.0×16.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	76.0×72.0×87.0		準調整石	側面	側面	7.0×10.0×4.0	11.0×7.0×8.0の近代矢穴列側面にあり。
5	・	27.0×29.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	290.0×101.0×205.0		自然石	自然面	※1	なし	
6	□◇	15.0×10.0	西宮市甕岩町(越木岩神社内)	181.0×84.0×69.0		調整石	側面	側面	5.0×10.0×4.0	公園整備工事で移動。 現在、甕岩町越木岩神社境内。
	□◇	側面					側面			
7	・	21.0×22.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	160.0×260.0×380.0		矢穴石	自然面	※2	7.0×10.0×5.0	
8	□◇	10.0×16.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	148.0×37.0×59.0		準調整石	側面	側面	9.0×9.0×6.5	5.0×5.0×11.0の近代矢穴列側面にあり。
9	□◇	10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	303.0×113.0×156.0		調整石	側面	側面	10.0×11.0×5.0	巨大な調整石。角石か。 面をノミ調整し、整えている。
	□◇	側面					側面			
10	□◇	10.5×15.4	西宮市甲山町(県立森林公園内)	193.0×93.0×埋没		準調整石	側面	側面	7.0×10.0×4.0	三角形状になっている。
11	□◇	10.0×13.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	98.0×α×44.0+α×埋没		準調整石	側面	側面	7.0×9.0×4.0	
12	□◇	10.0×12.5	西宮市甲山町(県立森林公園内)	141.0+α×65.0×83.0		調整石	側面	側面	8.0×11.0×3.5	

注: 寸法の単位はcm。土に隠れるなどすべての長さが確認できない場合は、 α と表記した。刻印石法量の長辺・短辺はそれぞれ平面上の寸法であり、短辺×高さは小口面を示す。

・各刻印石の法量は、方角などに関係なく、長辺×短辺×高さ(厚さ)で表現する。

・石が埋まっており計測不能の場合は「埋没」と記した。

・大坂城石垣石の平均法量→長辺(150~200cm)×短辺(50~80cm)×高さ(50~80cm)。

・矢穴寸法の「長さ」は、矢口の長さを示す。

※1※2ともに自然石あるいは矢穴石であるため、側面か小口かの判断はできず。

表1 甲山刻印群E地区刻印石一覧表

番号	刻印	刻印寸法 (縦×横)	所在地	刻印石法量 (長辺×短辺×高さ)	石材種	刻印面		矢穴寸法 (深さ×長さ×間隔)	備考
						自然面or 割面	小口面or 側面		
41		11.0×16.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	330.0×170.0×100.0	調整石	自然面	側面	15.0×16.0×4.0	
		10.0×15.0				割面	側面		
43		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	278.0+α×129.0×148.0	調整石	割面	側面	13.0×15.0×4.0	
		11.0×15.0				自然面	側面		
44		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	338.0×110.0×118.0	調整石	自然面	側面	12.0×12.0×9.0	
45		10.0×16.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	262.0×139.0×122.0	調整石	割面	側面	13.0×13.0×3.0	
		10.0×15.0				自然面	側面		
48		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	330.0×137.0×97.0+α	調整石	割面	側面	9.0×10.0×3.0	
		10.0×15.0				自然面	側面		
49		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	289.0×92.0×97.0	調整石	自然面	側面	11.0×10.0×4.0	
51		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	182.0×102.0×57.0+α	準調整石	自然面	側面	10.0×9.0×4.0	小口面は弱形を呈す。
53		9.0×16.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	139.0×91.0×107.0+α	調整石	割面	側面	10.0×12.0×3.0	小口面にノミ調整の跡あり。
55		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	235.0×102.0×98.0	調整石	自然面	側面	11.0×9.0×3.0	小口面にノミ調整の跡あり。
		10.0×15.0				割面	側面		
56		10.0×15.0	西宮市甲山町(県立森林公園内)	338.0×138.0×78.0+α	準調整石	自然面	側面	12.0×11.0×4.0	刻印は同じ面にある。小口面にノミ調整の跡あり。
		10.0×14.0				自然面	側面		

註: 寸法の単位はcm。上に隠れるなどすべての長さが確認できない場合は、+αと表記した。刻印石法量の長辺・短辺はそれぞれ平面上の寸法であり、短辺×高さは小口面を示す。
 ・石材番号は、2006年度の兵庫県教育委員会の調査による。
 ・各刻印石の法量は、方角などに関係なく、長辺×短辺×高さ(厚さ)で表現する。
 ・大坂城石垣石の平均法量→長辺(150～200cm)×短辺(50～80cm)×高さ(50～80cm)。
 ・矢穴寸法の「長さ」は、矢口の長さを示す。

表2 甲山刻印群 G 地区角石丁場刻印石一覧表

年月日	記事の内容
元和 9(1623)・春～10 月	行合奉行の福地六郎右衛門、摂州広田山(現在の兵庫県西宮市)にて築石 200・角石 5 を取る。
11・1	鍋島勝茂、大坂城普請に関する3ヶ条の手頭(掟書か)を、家老の諫早右近に下す。
11・22	鍋島勝茂、佐賀城本丸にて、大坂城普請参加の家臣らに会う。勝茂の母陽泰院も彼らに会う。
11・23	鍋島家の大坂城普請参加者、佐賀を出発。
11 月末	大坂城普請参加者、下関より乗船し、広田山に至る。行合奉行の福地六郎右衛門・二百人頭の園田利兵衛が先に取り置いていた三間角石ならびに石垣石を、二百人頭らが港へ下し、石船で大坂へ運送。彼らは広田にて越年。
12・1	勝茂、諫早右近へ大坂城普請に関する掟13ヶ条を下す。
寛永元(1624)・正・27	大坂城普請参加者、広田山での作業を終える。
正・28	大坂城普請参加者、大坂に至り石垣普請に取りかかる。この後も福地・園田らにより、運送されてきた石もあり。
3・16	鍋島家の人夫、筑前黒田家の人夫と石垣石を石垣丁場へ運ぶ道で、その前後をめぐって喧嘩に及ぶ。
4・1	勝茂、大坂城普請に関する定書を家老の諫早右近らに下す。
8 月	大坂城普請参加者、大坂城石垣普請が終了したため、佐賀に帰着。

※出典はすべて『勝茂公譜考補』第四巻(『佐賀県近世史料』第1編第2巻)。

表 3 徳川大坂城第 2 期普請における肥前鍋島家の動き

のことである。光政をはじめ岡山藩主であったが、元和 3 年(1617)に鳥取に移封され(6)、寛永 9 年に岡山に戻っている(7)。「犬ノ島」とは岡山県所在の瀬戸内海に位置する犬島であり、蛸石などの巨石の産地として有名である。犬島は現在でも石材を大坂城石垣の補修用に石材を供給している。そして、もう一つの採石地「戸田左門殿領内廣田山」の「戸田左門殿」とは、尼崎藩主戸田氏鉄のことである。戸田氏鉄は、元和 6 年から寛永 6 年までの、三期にわたる工事で普請奉行に任じられている(8)。そして、その功から摂津国尼崎 5 万石から美濃国大垣 10 万石へ加増を受けている。また『勝茂公譜考補』(9)及び【表 3】から、「摂州廣田山」との記述も確認することができる。

以上の事を考慮に入れ、場所選定を行うと兵庫県西宮市所在の広田神社周辺が有力な候補地となる。現在、広田神社は広田山公園内に位置している。近世には広田神社近くに広田村があり、恐らく「廣田山」という山は広田神社もしくは広田村に帰属する山、もしくは周辺の山であろう。それでは、どこまでが「廣田山」の範囲に入るのか問題なのだが、近世にはこの地域の村々を巻き込み、山論が繰り広げられていた。そのため厳密な線引きは難しいが、寛文 8 年(1668)の山

役職	人名	役職	人名
御家老	諫早右近	行合奉行	福地六郎右衛門
物頭	鍋島市佑		豊田新五左衛門
	鍋島喜左衛門		副島木工右衛門
四組頭	嬉野織部	下奉行	福地三左衛門
	中野又右衛門		相良五兵衛
	葉 利左右衛門		下村八郎右衛門
	嬉野與右衛門	下割	神代喜右衛門
二百人頭	南里権右衛門	副衆	吉井弥次右衛門
	山本神右衛門		石井七郎兵衛
	大江右衛門丞		三上新助
	久我勘右衛門	浮奉行	村川藤右衛門
二百人頭	諸隈玄蕃		服部新左衛門
	堤 八兵衛		服部市郎兵衛
	安住與三兵衛	御目附	内田庄右衛門
	井原太兵衛		三瀬源兵衛
二百人頭	中山半左衛門	銀遣	下村與四右衛門
	堤 左馬助		土肥喜右衛門
	村上孫兵衛	大工頭	永山九右衛門
	石井太郎右衛門		
二百人頭	園田利兵衛		
	大木主計		
	馬渡甚右衛門		
	重松與四右衛門		
	宮部次郎右衛門		

出典は『勝茂公譜考補』第四卷
(『佐賀県近世史料』第1編第2巻)。

表4 徳川大坂城第2期普請における肥前鍋島家の普請参加者の編成

論の証文(10)には次のようにある。

則ち神尾村神呪寺山は広田八幡宮御山ニて御座候へ共、女意之尼え広田八幡宮より御譲被遊候ニ付、神尾村神呪寺観音山ニて御座候。

この史料で、神呪寺山は広田八幡宮御山に含まれていたことがわかる。史料での神呪寺山は神呪寺に帰属する山だと思われる。ただ現在、神呪寺は甲山のすぐ麓に位置しているのだが、創立当初から同じ場所に位置しているのではない。元々は甲山の麓に位置していたのだが、享保9年(1724)8月12日の「甲山支配争論訴状」(11)、および享保10年7月の「甲山支配争論裁許状」(12)によれば、天正年中に兵火のため僧らが山を下り、一時平野部に寺を移したようである。現在も平野部の町名に、神呪町や神呪寺谷谷という地名が残っている。そして近世に入り再び甲山の麓に戻ったようである。

そもそも『勝茂公譜考補』の記事の書き手は佐賀の人間であり、遠路はるばる摂津までやってきている。そのような人間の現地に対する地理認識が、どの程度精確なものであったかについては、疑問を差し挟む余地もあろう。したがって、単に当時からの地域での有名な場所・目印となる場所として、官幣大社でもある広田神社の「広田」を利用したにすぎないとも考えることも、充分可能である。

このように  は、肥前鍋島家の刻印であるとした上で、実際に『大坂城普請丁場割之図』(【図1】)における、肥前鍋島家担当壁にみえる刻印について【表5】として示すと、 がいくつか確認されている。以上のことから  は肥前鍋島家のものであり、 で構成されている甲山刻印群E地区は、鍋島家の採石地であるということができよう。

第2節 採石状況

甲山刻印群で3期にわたる修築の間、どのくらいの石が切り出されたのかは正確にはわからないが、【表3】によると、『勝茂公譜考補』には、若干採石個数に関する記述があることが知られる。記述では「築石二百・角石五ツ」(13)とあり、さらに元和9年春～10月にかけて、その数を切り出している。築石はノーマルな石垣石の事であり、角石は算木積みを行うための石垣の角に用いられる石である。数の比率でも、築石200に対し、角石は5つという割合も興味深い。甲山刻印群E地区でも角石が確認されている。それが9番の刻印石である(【表1】)。9番の角石はほぼ直方体を成しており、面はノミ調整が行われ非常に完成度が高いものである。寸法の上でも長辺が303cm、短辺が113cm、高さが156cmと、大坂城石垣の角石とほぼ同サイズである。

なお、第2期工事における石垣普請を翌年(寛永元年)に行う旨が、諸大名に通達されたのは、元和9年8月11日(14)、普請の開始が寛永元年2月1日と伝えられたのが元和9年8月25日(15)のことである。これらの点よりすると、鍋島家はこうした正式な第2期工事の石垣普請に先立って、その準備のための石垣石を得る必要から、甲山刻印群において作業を行っていたことになる。これが、翌年に第2期工事が行われることを予測しての行動なのか、正式な通達ではないにしろ、前もって幕府からの命が下っていた上での行動なのかは定かではない(16)。いずれにせよ、元和9年春の段階で、鍋島家は甲山刻印群を、採石丁場として確保していた可能性は高い。

壁番号	地区	□□ と同系統の刻印					計	『丁場割図』における肥前鍋島家担当壁の有無
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ		
55	A	10	4				14	○
	B					32	32	
	C		1				1	
56	—	9					9	○
82	—	1					1	×
83	—				3		3	×
84	A	15					15	○
	B			1			1	
	C	1					1	
	D	9					9	
	E	6		3	1		10	
I	—	1				1	2	×
L	—	1			1		2	×
139	A						0	○
	B		3				3	
玉造口舁形	—						0	○
計		53	8	4	5	33	103	



表 5 徳川大坂城石垣における肥前鍋島家のものと見られる刻印の検出例

また、春～10月という時期に採石活動を、11月～翌年正月にかけて運搬を行ったことも注意される。前者はちょうど農繁期に、後者は農閑期にあたる。石の運搬作業は、石曳き道の造成など、山間部で行う採石活動に比べ、近隣農民に与える影響が大きい。そこで、採石は農繁期に、運搬は農閑期に行うことで、農民に与える影響を最小限に止め、彼らの協力を得るようにしたのであろう。また日雇い人夫など労働力の確保を考慮した時期設定であったかもしれない。このことは、第1期工事の発令が元和5年9月16日で(17)、その開始が翌年3月1日であること(18)、また寛永2年の第2期工事においても、その普請に関する条目の通達が寛永元年9月23日で(19)、普請の開始が翌年4月11日であることから(20)、幕府側でもそうした配慮がなされたと考えられる。

肥前鍋島家の大坂城修築に関する体制も『勝茂公譜考補』から判明する(21)。【表4】によれば、役職名と人数だけを列挙すると、御家老1名、物頭3名、四組頭4名、二百人頭16名、行合奉行3名、下奉行3名、下割1名、副衆4名、浮奉行2名、御目附2名、銀遣2名、大工頭1名である。御家老、下割、大工頭は各自1名で、それ以外は複数の人物が名を連ねている。二百人頭は1組あたり4名おり、その組が4組あるので16名となっている。

これらの人達の内、実際に現在の甲山刻印群に来て作業をしたと確認できるのは、二百人頭の園田利兵衛と、行合奉行の福地六郎右衛門である。この2名は「福地六郎右衛門・園田利兵衛ハ先達テ罷り立ち、戸田左門殿領内廣田山へ取り置きタル三間角石並びに石垣、石船ニテ段々大坂へ運送」(22)とあるように、石船を利用して大坂まで運送している。また、【表3】から、石を船着場まで下ろしたのは、二百人奉行(頭)であったことがわかる。行合奉行は正確に何をしたかはわからないが、二百人頭は現場での作業に関する実行部隊のリーダーであったと推測される。また、【表3】から、佐賀から「廣田山」に来るには下関から船に乗ったことが知られる(23)。下船した場所はわからないが、西宮周辺であったであろう。このように、肥前鍋島家が甲山周辺を採石地として選んだのは、石垣に見合う石が豊富であったことと、海に近いという立地が、石を船により運搬するのに適していたためと考えられるのである。

第3節 石材運搬ルートについて

「廣田山」から大坂城まで石材を運ぶには、石船という船を利用し、海上輸送したことが【表3】から判明する。江戸城の普請でも、伊豆から江戸まで石材を輸送するにあたって船を利用し、名古屋城普請の際にも、小豆島や肥前唐津、美濃・三河・伊勢の近国から、遠くは紀伊・摂津・播磨・讃岐に及ぶ範囲から、石が運搬された(24)。

甲山刻印群の場合、「廣田山」から一番近い海岸部である、西宮の海岸部から石積みし大坂まで輸送したのであろう。そして「廣田山」がある西宮市の西に位置する芦屋市の呉川遺跡では、14個の割石・調整石が出土している。その石材からは、播磨赤穂の池田家、出雲松江の堀尾家、若狭小浜の京極家、長門萩の毛利家、帰属不明の刻印が確認されている。この呉川遺跡の評価については、石材を大坂城へ運ぶため、船積みする直前の集積場とする推定がなされている(25)。

そのため、肥前鍋島家が利用した船積みのための集積場の存在が予想される。しかし、西宮海岸部ではそのような遺構は発見されていない。集積場までは陸路を使うか、河川などを利用した水運かの2つのケースが考えられる。姫路城では石持ち道の存在が知られている。「廣田山」でも角石のような大石を切り出しているため、陸路であると、それなりに道幅があり重量に耐えられる整備された道が必要である。もう一つのケースとして水運が考えられるが、それを示唆する史料として『勝茂公譜考補』では、

石ハ三影(御影)ノ山中ヨリ運ヒ取り、其通路難所ニテ浜辺迄運フニ自由ナラス、茂安工夫シ、少水流ヲ見立て、船ヲ数艘石場ニ引き付け、石ヲ積みテ、其流れノ筋ニ浜辺迄五町六町ノ間ヲ置きテ土手ヲツキ、流水ヲ一切々々ニ湛ヘテ、船ノオノツト浮フ時ニ段々堤ヲ切り明ケ、其水ノ勢いニテ右ノ石船ヲ下ヘクタシタリ。

とあり (26)、「少水流」を利用したことがわかる。この方法を岡本良一氏 (27) はパナマ運河の方法と同じであると指摘されている。さらに、先述の呉川遺跡の北東へ約 200 メートルの距離に、宮川と呼ばれる小川の川床に、複数の調整石を見ることができる (28)。これらのことから、「廣田山」から石材を海岸部まで運ぶために水運を利用した、あるいは川に沿って道を造り、運搬した可能性が高い。「廣田山」から海岸部への石材搬出ルートは、陸路のみを利用したルート、東川（御手洗川）の水運ルート、仁川と武庫川を利用した水運ルート、陸路と水運を利用したルートを想定できる。このうち仁川～武庫川ルートは、その川沿いが急斜面に接するために、運搬は困難である。それに対して、東川は  のよく見られる甲山 B 地区・G 地区にその源を発する。肥前鍋島家の、甲山における中心丁場がここなら、この辺りに集積地を設け、東川から海岸へと下ろしたとするのが、もっとも妥当と考えられるが、石曳き道などの遺構の確認が出来ていないため、様々な可能性の余地を残し、今後の課題としたい。

第 2 章 大坂城石垣について

第 1 節 実際の石垣で確認される刻印と『丁場割図』での担当壁

第 1 章では甲山刻印群 E 地区における肥前鍋島家による採石と、その運搬について考察した。本章では刻印石の到着地である大坂城石垣のうち、主に肥前鍋島家が関わったとされるものについて、考察を試みたい。

大坂城修築は、天下普請であり多くの大名が動員され、割普請で普請が行われたことは広く知られている。そして動員された大名は 4 つの組に編成され、さらに大名ごとに石垣壁の負担が命じられている。その壁は加賀前田家のような大藩であれば、単独で負担する場合もあり、小藩であれば大藩も混じっての、複数藩で一つの壁を負担するという場合もあった。これらのどの大名がどの石垣壁を担当したかどうかという情報は、実際にその藩が普請を行ったかどうかは別にして、『大坂城普請丁場割之図』（以下、『丁場割図』：【図 1】）を見れば確認することができる。ここでは肥前鍋島家の刻印と、『丁場割図』から判明する鍋島家担当壁との情報を照らし合わせて、考察を行いたい。壁のネーミングには村川氏 (29) が大坂城の全ての壁に整理番号をつけられているので、それを使用する（【図 2】）。まず『丁場割図』と刻印の所在から、肥前鍋島家担当壁を抽出すると、55 号壁、56 号壁、82 号壁、83 号壁、84 号壁、I 壁、L 壁、139 号壁、玉造口舛形となる。そして、肥前鍋島家のものである刻印、参考情報として極めて類似している刻印を合わせて、5 種の刻印を図表にまとめたのが、先に提示した【表 5】である。

【図 1・2】や【表 5】からわかるように、実際に石垣にみえる刻印と、『丁場割図』での担当壁は、一部の例外はあるものの、ほぼ一致しているといえる。完全に一致しない理由としては、割普請を原因にあげることができよう。その割普請のため一つの石垣壁に対し複数藩で負担する場合が多い。石垣を築くためにある一部分のみを集中的に石積みをすることは不可能であり、石積みを行うには平均的に順に積んでいかなければならない。そのため複数藩で普請を行うには藩同士の密な連携・協力が必要となる。そして石垣は単独で存在するのではなく、隣接した石垣と連続し

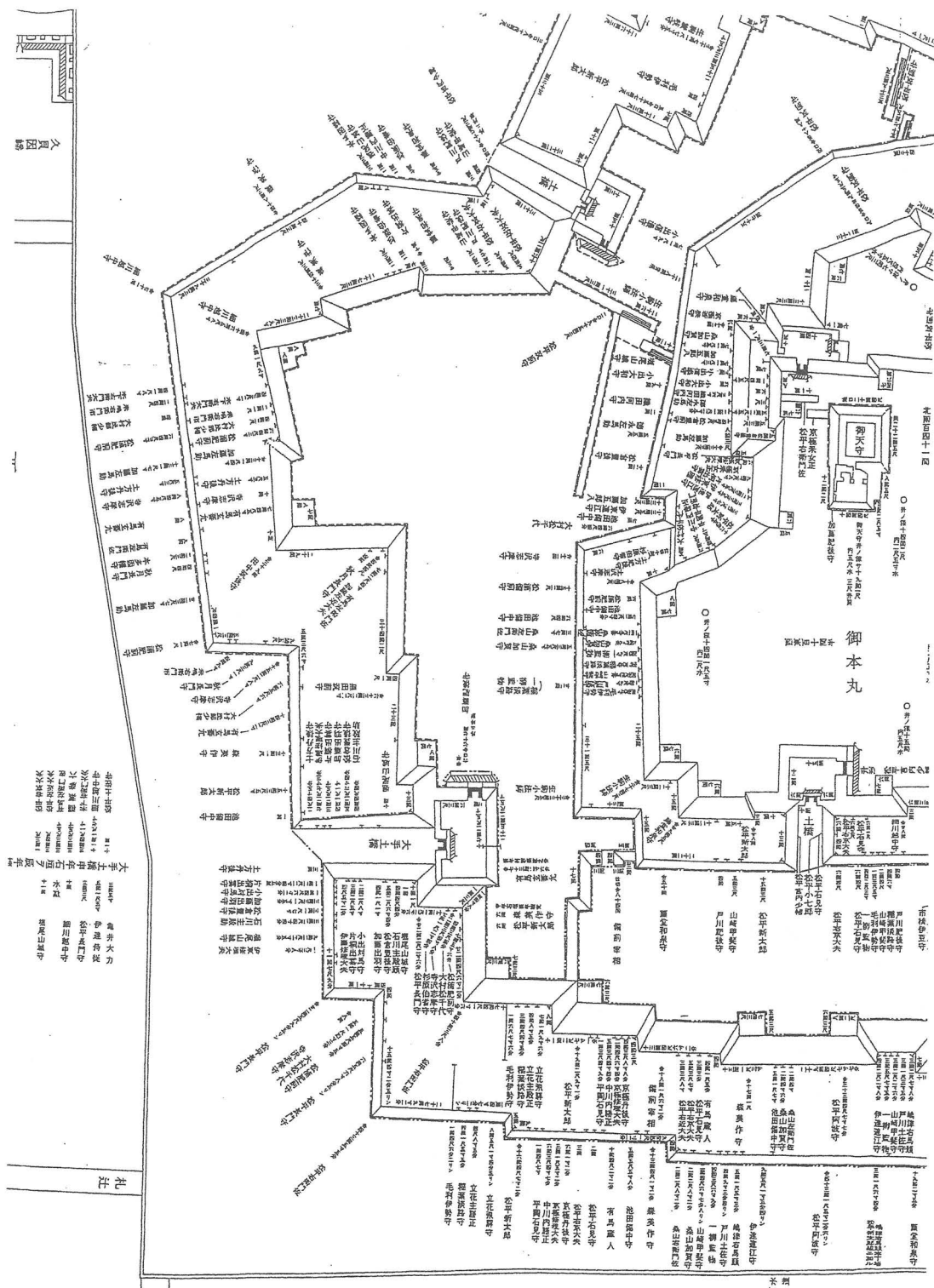
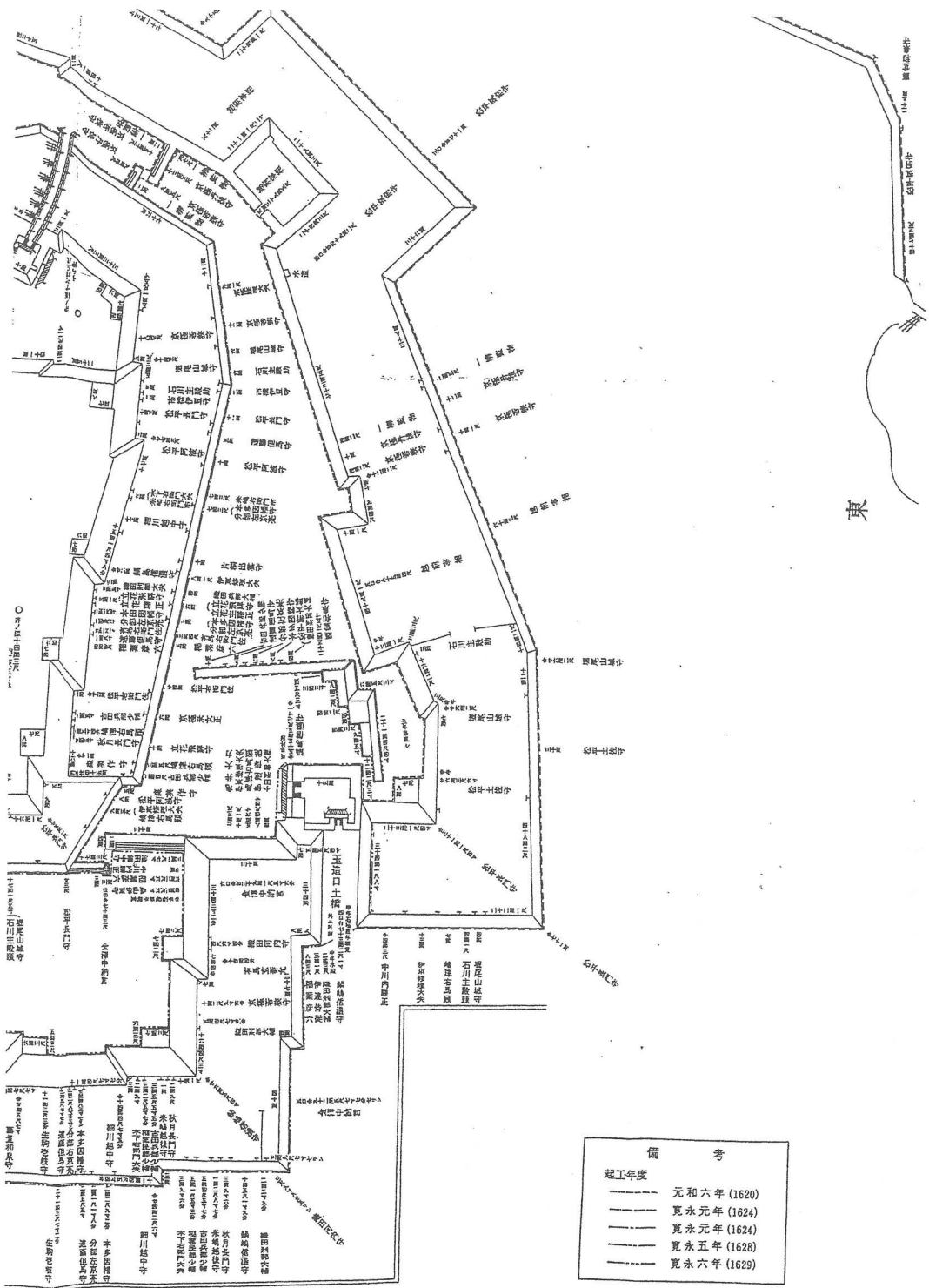


図1「大坂城普請丁場割之図」

大阪府立中之島図書館蔵(「大坂城天守閣監修 大阪観光協会発行」)

南



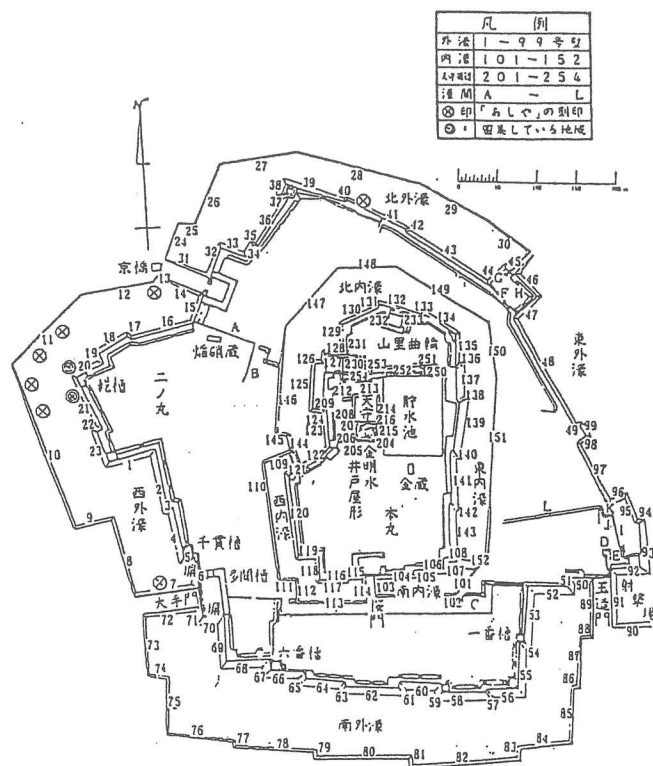


図2 大坂城の全域壁面番号図 『大坂城の謎』より転載

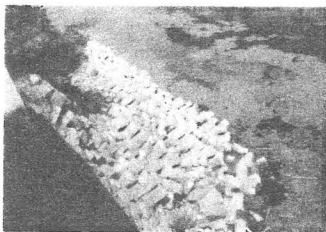
て繋がっている。そのような連携・協力している状況下で、隣接した他家担当壁に少量混入するのは何ら不自然ではない。さらに肥前鍋島家が、第3期の工事に際して、組頭を務めているということは、他藩同士の連携・協力を指導的役割を果たしていたことを示している。30万石を領する肥前鍋島家は、数万石の藩に比べ石積みの技術は高く、さらに石材供給体制も充実していたと思われる。そのため同じ組に属する藩に対し、技術的なソフトの面と石材供給のようなハードの面の両面で援助を行っていたと推測される。そのような結果、肥前鍋島家の刻印が担当壁以外にも分散されるようになったのである。

第2節 肥前鍋島家担当壁の個別検討

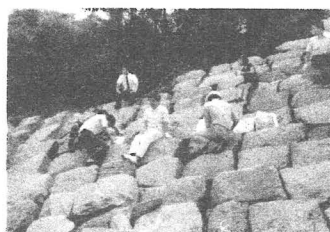
肥前鍋島家の大坂城石垣における担当壁のうち、『丁場割図』によって確実に石積み行ったと理解されるものは、南外濠55号壁・56号壁・84号壁、東内濠139号壁、玉造口舁形の5ヶ所である。これに刻印の存在から肥前鍋島家が担当したと推定される壁を加えると、全部で9ヶ所となる(【表5・6】)。そして、それぞれの壁における現状をまとめたのが【表6】である。この【表6】をもとに、本節では肥前鍋島家担当壁の個別検討を行う。

- ・南外濠84号壁：甲山刻印群では  が多数発見されているが、実際に大坂城石垣で確認されているのは南外濠84号壁のみであり、4つしか確認されていない。甲山刻印群で多数発見されているにも関わらず大坂城で4つしか確認されていないのは、 がすべて控えに打たれているからである。甲山刻印群で発見されている  は、すべて控えに打たれており、ひとつも小口面に打たれていない。その

ため通常 〱〱 を大坂城石垣で目にすることは、まずないだろう。しかし、南外濠 84 号壁は、太平洋戦争の折に米軍から爆撃を受け崩壊している。その崩壊した状態で、大坂城総合学術調査が行われたため、控えに打たれた 〱〱 が発見されている。ただ、南外濠 84 号壁は丁場割図を見ると、肥前鍋島家が単独で負担したのではなく、鍋島家を含め 8 家で担当している。しかし、負担量となると、鍋島家のみ 84 号壁内でも断然多い。鍋島家の負担が 20 間 5 尺 1 寸であり、他家の中で少なくとも 1 間 2 尺 8 寸、多くて 5 間 4 尺 5 寸となっている。一つの壁を築くために一間のみ築くということは不可能なことであり、ある程度、鍋島家がリーダーシップを取って、普請を行ったと思われる。『丁場割図』では、一つの壁であっても細分化し各大名に負担させている。どの程度か具体的にはわからないが、実際はある一定度、大藩の指揮に従い協力して普請を行ったのだろう。また、推測の域はでないが、石高が数万の小藩の場合、人夫や資金のみを提供した可能性もある。こうした傾向は他の担当壁を検討することで、より顕著となる。



〔1969 年南外濠 84 号壁〕



〔1969 年南外濠 84 号壁〕



〔1969 年南外濠 84 号壁 〱〱 刻印〕

※ 写真は藤川祐作氏提供

- ・南外濠 55 号壁：鍋島信濃守（16 間 4 尺 3 寸）、京極若狭守（10 間 2 尺 9 寸）・織田刑部大輔（5 間 4 尺 7 寸）とともに担当。両者の担当壁に鍋島の刻印が紛れ込んでいるのは、石を互いに融通しあったためか。
- ・南外濠 56 号壁：鍋島信濃守（10 間 1 尺）、秋月長門守（2 間 9 尺）・来島越後守（1 間）・古田兵部少輔（3 間 5 尺 9 寸）・稲葉兵部少輔（3 間 2 尺 5 寸）・木下右衛門大夫（2 間 9 寸）とともに担当。
- ・南外濠 82・83 号壁：鍋島の名は『丁場割図』にはない。しかし 〱〱 がみられる。この壁は寛永 5 年の第 3 期工事の際、築かれた当時は長大な石垣であったが、まもなく崩壊したために寛永 7 年に至って、屈曲部を設けることで新たに築きなおされ現在の形となった（30）。なお、肥後細川家の公的史料である「部分御旧記」普請作事部五（31）には、この修復工事に携わった大名の中に鍋島信濃守の名が見える。したがって、鍋島の刻印がみられるのは、この修復工事のためと考えられる。

濠	壁番号	築造工期	鍋島家担当間数	他の担当大名及び間数	領知高	各大名の工期ごとの所屬組		
						第1期	第2期	第3期
南 外 濠	55	第3期	16間4尺3寸	京極若狹守忠高(10間2尺9寸) 織田刑部大輔信則(5間4尺7寸) 秋月長門守種春(2間9尺) 来島越後守通春(1間)	若狹小浜11万石 丹波柏原3.6万石 日向財部3万石 豊後森1.4万石	5	1	1
	56	第3期	10間1尺	古田兵部少輔重恒(5間5尺9寸) 稲葉民部少輔一通(3間2尺5寸) 木下右衛門大夫延俊(2間9寸) 松平(池田)新太郎光政	石見浜田5.5万石 豊後臼杵5万石 豊後日出3万石 因幡鳥取32万石	4	1	1
	82・83	寛永7年(1630)の修築	不明	金沢(前田)中納言利常 松平(黒田)右衛門佐忠之 木下右衛門大夫延俊(3間9寸) 稲葉民部少輔一通(5間1尺5寸)	加賀金沢119.5万石 筑前福岡43.3万石 豊後日出3万石 豊後臼杵5万石	2	3	3
	84	第3期	10間5尺1寸9分	古田兵部少輔重恒(5間4尺5寸) 来島越後守通春(1間2尺8寸) 秋月長門守種春(3間9寸) 織田刑部大輔信則(2間2寸) 織田河内守長則(3間9寸)	石見浜田5.5万石 豊後森1.4万石 日向財部3万石 丹波柏原3.6万石 美濃野村1万石	5	2	2
	I	第3期	不明	—	—	4	4	4
	L	第2期	不明	古田兵部少輔重恒(10間) 遠藤但馬守慶隆(5間) 分部左京亮光信(6間) 本多因幡守政武(8間) 松平新太郎光政・織田刑部大輔信則(4間)	石見浜田5.5万石 美濃八幡2.7万石 近江大溝2万石 大和高取2.5万石	—	1	1
	139	第2期	22間	藤堂和泉守高虎(23間2尺5寸) 松平(峰須賀)阿波守忠英(17間) 木下右衛門大夫延俊・来島右衛門市通春か(3間) 細川越中守忠利(13間)	伊勢津32万石 阿波徳島25.7万石 — 豊前小倉39.9万石	6	1	1
	—	第3期	55間5尺7寸1分	—	—	—	—	—
	—	第3期	55間5尺7寸1分	—	—	—	—	—
	—	第3期	55間5尺7寸1分	—	—	—	—	—

註1 第1期:元和6年(1620) 第2期:寛永元年(1624)～寛永2年 第3期:寛永5年～寛永6年
 註2 『大坂城』場町之図』には、玉造口土橋付近に「申年石垣辰年葺貫四口合七十三間二尺一寸 外二舁形」とあるが、どの壁を指すかは不明。
 註3 『鍋島勝茂公譜考補』第四卷『佐賀県近世史料』第1編第2巻)には「今年(寛永元年＝筆者註)春ヨリ大坂御城石垣御普請有之。天守石垣十九間御請取ナリ。」とある。
 註4 『鍋島勝茂公譜考補』第三巻坤には、「今年、公、大坂御城玉造口御普請ノ御手伝被仰付。」とあり、これが玉造口土橋を示すと考えられる。

表 6 徳川大坂城石垣における肥前鍋島家担当壁

- ・南外濠 84 号壁：鍋島信濃守（10 間 5 尺 1 寸 9 分）、木下右衛門大夫（3 間 9 寸）・稲葉民部少輔（5 間 1 尺 5 寸）・古田兵部少輔（5 間 4 尺 5 寸）・来島越後守（1 間 2 尺 8 寸）・秋月長門守（3 間 9 寸）・織田刑部大輔（2 間 2 寸）・織田河内守（3 間 9 寸）とともに担当。
- ・I 壁：鍋島信濃守（21 間 4 尺 4 寸）。様々な大名の刻印が見られる。合同で造られた壁か。
- ・L 壁：『丁場割図』に鍋島の名は見られない。古田兵部少輔（10 間）・遠藤但馬守（5 間）・分部左京亮（6 間）・本多因幡守（8 間）・松平新太郎・織田刑部大輔（4 間）・藤堂和泉守（23 間 2 尺 5 寸）とともに担当か。
- ・東内濠 139 号壁：鍋島信濃守（22 間）、松平阿波守（17 間）・木下右衛門大夫・来島右衛門市（3 間）・細川越中守（13 間）とともに担当。
- ・玉造口舁形：『丁場割図』には、「辰年舁形合五十五間五尺七寸一分」とある。これは寛永 5 年の第 3 期工事に行われ、鍋島家が単独で築いたことを示すものと考えられる。

このように、他の担当壁でも互いの担当箇所が石が混在している。担当壁での他大名の編成も、組ごとの普請という原則にはほぼ則っているといえよう。鍋島の所属する組は元和 6 年の第 1 期工事では 3 組、寛永元年・寛永 2 年の第 2 期工事と、寛永 5 年の第 3 期工事ではともに 1 組である。これと【表 6】に示された、工期ごとに肥前鍋島家担当壁においてともに石積みを行った大名の所属する組をまとめた項目とを比較してみよう。このうち、82・83 号壁については後の寛永 7 年の修築であるため除外すると、以下のような点が看取される。それは①3 期とも佐賀藩と同組なのは織田刑部大輔信則のみであること、②それ以外の大名はみな第 2 期・第 3 期で同組であることの 2 点であり、第 2 期と第 3 期の組の編成の骨格は基本的に同一であることがわかる。なお、織田長則や蜂須賀忠英は別組にもかかわらず、同じ壁で普請を行っていたのだが、これは組を超えて石垣普請が行われた場合もあったことを示している。①の点について、3 期とも同組である織田信則の場合は別個に考えなければならないが、それでも徳川大坂城の普請を二分する画期が、第 1 期と第 2 期との間にあるとする中村博司氏の見解（32）は、継承されるべきものであろう。

それではこの画期が意味するところとは何か。このことについては中村氏も今後の課題としてるように、徳川大坂城石垣普請全体から考えていかなければならないため、本稿の取り扱う範囲を超えており、新たに検討する余裕はない。しかし、第 1 期と、第 2 期工事・第 3 期工事とを、当時の社会状況からそれぞれ別の次元で捉えていくことの必要性を、これらの検討結果は示唆していると思われるのである。

おわりに

以上の考察により、甲山刻印群 E 地区は佐賀藩の採石丁場であり、 は肥前鍋島家のものであると捉えることができる。また大坂城普請において、鍋島家は他の家に石を融通したり、他家担当壁の石垣普請に参加したりと、組におけるリーダー的な役割を担う状況を確認した。ただ刻印が側面にしか打たれず、いわゆる「見せる」刻印としての役割を担えなかった点、また、あ

えてその刻印を採用した鍋島家の意図とは何か、という点については今後の課題であるといえよう。その謎をとくことは、いきおい、このような性格を持つ刻印の意味するところと、それらを使用する大名側の意図を汲み取る鍵となろう。

石垣普請には、採石・石材運搬・石垣構築などのさまざまな過程がある。本稿ではその流れを結ぶ刻印をキーワードにして考察した。諸家が入り混じって作業する天下普請では、刻印こそが他家と識別される、もっとも有力な材料なのである。

今後は大坂城石垣普請の実態を解明するとともに、他の天下普請で造られた城郭との比較も必要であらう。

< 註 >

- (1) 北野博司「石垣普請の風景」(城郭シンポジウム『石垣普請の風景を読む』、2003 年、東北芸術工科大学) 中の提言による。
- (2) 村川行弘『大坂城の謎』(2002 年、学生社)。
- (3) 『佐賀県近世史料』第 1 編第 2 巻(1994 年、佐賀県立図書館)。
- (4) 「大坂御普請」(『勝茂公譜考補』第四巻)。
- (5) 註(4) に同じ。
- (6) 『寛政重修諸家譜』巻 264。
- (7) 註(6) に同じ。
- (8) 『寛政重修諸家譜』巻 914。
- (9) 註(4) に同じ。
- (10) 「神呪寺山につき取替証文」(『西宮市史』第 5 巻、1963 年、西宮市教育委員会)。
- (11) 『西宮市史』第 5 巻(1963 年、西宮市教育委員会)。
- (12) 註(11) に同じ。
- (13) 註(4) に同じ。
- (14) 大阪城天守閣蔵「渋谷文書」(渡辺武・内田九州男「大坂築城関係史料」『大阪城天守閣紀要』2 号、1972 年)。
- (15) 大村市立史料館蔵「彦右衛門文書」。
- (16) 前者については、元和 2 年に、『大日本近世史料 細川家史料 1』所収の元和 2 年 5 月 7 日付及び同月 26 日付書状から、大坂城普請の風説があったことが知られる。この大坂城普請が、単なる噂にすぎなかったことは、同年 6 月 15 日付忠興書状(『大日本近世史料 細川家史料 1』)や、山口県文書館『毛利家文庫』所収の「年紀考下」より明らかである。
後者については、第 1 期工事の際、元和 5 年 8 月 26 日付毛利宗瑞書状(「年紀考下」)より、内談という形で、藤堂高虎から来年に大坂城普請があることを、毛利家に知らされていることがわかる。したがって、大坂城普請に関する諸大名の行動について、風説によったこと、あるいは正式な通達より先に情報を得ていたことを、考慮する必要がある。
- (17) 元和 5 年 9 月 16 日条(『大日本史料』第 12 編之 33)。

- (18) 註(17)に同じ。
- (19) 元和6年正月23日条(『大日本史料』第12編之33)。この史料は、内田九州男氏の「徳川期大坂城再築工事の経過について」(『大坂城の諸研究』所収、1982年、名著出版)で、実際は寛永2年工事に関するものとされており、本稿でもそれにしたがう。
- (20) 「大記録五」(山口県文書館『毛利家文庫』)。
- (21) 註(4)に同じ。
- (22) 註(4)に同じ。
- (23) 註(4)に同じ。
- (24) 城戸久「名古屋築城と天守の築造」(『名古屋城と天守建築』所収、1981年、名著出版)。
- (25) 藤川祐作「六甲山系の徳川大坂城採石場と積み出し地―芦屋市呉川町発見の新資料を中心に―」(『歴史と神戸』168、1991年)、森岡秀人・古川久雄「芦屋市立美術博物館野外歴史資料展示における近世考古資料の一例―兵庫県芦屋市呉川町出土の大坂城再築関係石材について―」(『阡陵』関西大学博物館学課程創設三十周年記念特集、1992年)、古川久雄「徳川幕府による大坂城再築と東六甲採石場」(『徳川大坂城東六甲採石場Ⅲ 岩ヶ平刻印群(第12次)発掘調査報告書』所収、2003年、芦屋市教育委員会)。
- (26) 「成富兵庫導水壅田」(『勝茂公譜考補』第三巻)。
- (27) 岡本良一『大坂城』(1970年、岩波書店)。
- (28) 註(25)に同じ。
- (29) 村川前掲註(2)著書参照。
- (30) 中村博司「大坂城南外濠々底に眠る石垣遺構について」(『大阪城天守閣紀要』13、1985年)。
- (31) 『熊本県史料』近世編第3(1965年、熊本県)。
- (32) 中村博司「徳川時代大坂城普請参加大名の編成について」(『大阪城天守閣紀要』14、1986年)。